

【ニューカレドニア】新たな段階的緩和措置(3月14日(月)から)、出入国時の水際措置の変更(3月10日(木))等

#### 【ポイント】

- 3月14日(月)から当面2週間の新たな段階的緩和措置が発表されました。
- 3月10日(木)から出入国時の水際措置が変更になりました。12歳以上のすべての渡航者は、出発前24時間以内のPCRもしくは抗原検査、入国48時間後のPCR検査または抗原検査の受検が求められます。
- 最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

#### 【本文】

1 ニューカレドニア政府は、3月14日(月)から当面2週間の新たな段階的緩和措置を発表しました。

- ・18歳以上の屋内でのマスク着用は引き続き義務づけられます。
- ・友人や家族、慣習の会合における30人までの人数制限は解除されます。
- ・医療施設や社会福祉施設(病院、CMS(医療社会施設)、老人ホーム等)では、引き続き衛生パス(ワクチン接種証明書、陰性証明書もしくは回復証明書)が求められます。親族訪問や付き添いの際は、ワクチン接種証明書、陰性証明書もしくは回復証明書が必要です。
- ・上記以外の施設では、衛生パスは不要となります。映画館や劇場、図書館等の文化施設、スポーツ施設、飲食店、余暇施設、公園、専門のイベント主催者が主催するイベント、ホテル及び会議場等では、衛生パスは求められません。

<https://gouv.nc/niveau-alerte/commerces-et-etablissements-fonctionnement>

- ・域内における漁船、特殊船舶、プレジャーボートは再び許可されますが、クルーズ船の入域は引き続き禁止です。

2 3月10日から、ニューカレドニア出入国における水際措置が変更になりました。

- ・12歳以上の船もしくは飛行機で入国するすべての旅行者は、引き続き出発前24時間以内と入国48時間後のPCR検査または抗原検査が求められます。
- ・ワクチン接種済みの場合、7日間の自主隔離が撤廃されます。
- ・ワクチン未接種者は、引き続き、渡航前に提出する誓約書(Attestation sur l'honneur)において、入国48時間後と隔離終了時の2度、PCR検査もしくは抗原検査の受検承諾が求められています。

[https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/attestation\\_sur\\_lhonneur.pdf](https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/attestation_sur_lhonneur.pdf)

- ・薬局、診療所、予防接種センターにて旅券を提示すると、PCR検査または抗原検査を無料で受検できます。

・すべての入国者に対し、ニューカレドニア入国時に求められていたアンケート調査は不要となりました。

3 3月16日(水)からの陽性者及び濃厚接触者の新たな隔離措置基準は、以下の通りです。

[https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/nouvelles\\_regles\\_disolement-09-02-2022-v2.pdf](https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/nouvelles_regles_disolement-09-02-2022-v2.pdf)

4 最新の情報や詳細は、ニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

(Facebook)

<https://www.facebook.com/GouvNC/posts/325696232916789>

(ニューカレドニア入国関連)

<https://gouv.nc/niveau-alerte/infos-arrivees-se-rendre-en-nouvelle-caledonie>

(新型コロナウイルス関連全般)

<https://gouv.nc/coronavirus>

#### 【参考になるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

・3月11日発表(ニューカレドニア入国時の水際対策の緩和)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20220311nc.pdf>

・3月2日発表(新型コロナウイルス規制の延長(3月13日(日)まで)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20220302nc.pdf>

・2月1日発表(新型コロナウイルス規制の延長(2月27日(日)まで)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20220201nc.pdf>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○ニューカレドニア観光局(新型コロナウイルスの状況について)

<https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_nc.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html)

○在フランス日本国大使館ホームページ

[https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>